

【別添】介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について（骨子）

（医師・看護職員との連携等）

- 介護職員等によるたんの吸引等の実施については、医師・看護職員との適切な連携・協働の下に行われることが必要である。
- ただし、たんの吸引等の行為の中には、介護福祉士や研修を受けた介護職員等が実施することは安全性の観点から問題があるものがあるとの意見があった。
- この点については、実際の介護現場等における利用者の状態や利用者の置かれた環境によっては、介護職員等が実施することに適さない場合もあることから、実際に介護職員等が実施可能かどうか等について、あらかじめ医師が判断し、看護職員との具体的な連携の下に実施することが必要である。
- また、医師・看護職員と介護職員等との適切な連携・協働の在り方、安全確保措置の具体的内容については、試行事業の結果等を踏まえてさらに検討する必要がある。特に、居宅は施設と異なり、医療関係者が周囲に少ないこと等を踏まえ、居宅における医師・訪問看護と訪問介護等との連携・協働については、積極的に促進される仕組みが必要である。
- なお、保健所についても、必要に応じ、医師・訪問看護と訪問介護等との連携を支援することが必要であるとの意見があった。

（医療機関の取扱い）

- 医療機関の取扱いについては、今回の制度化の趣旨が、介護現場等におけるたんの吸引等のニーズに対し、看護職員のみでは十分なケアが実現できないという現実の課題に対応した措置であることから、所定の看護職員が配置されているなど介護職員によるたんの吸引等を積極的に認める必要はないとの考え方に基づき、実地研修を除き、対象外と位置付けたところである。
- しかしながら、介護療養型医療施設等の医療機関については、医療面においてはより安全な場所と考えられることから、対象から除外すべきではないとの意見があった。
- これに対して、医療機関は「治療の場」であり、患者の状態なども安定していないなど課題も多いことから、対象とすべきではないとの意見があった。
- この問題については、医療・介護の在り方に関する根本的な論点を含むものであり、別途、検討する必要があると考えられ、今後の検討課題とすることが適当である。

5 教育・研修の在り方

(教育・研修カリキュラム等)

- 「試行事業」においては、より高い安全性を確保しつつ、評価・検証を行うという観点から、50時間の講義を含む基本研修と実地研修を行うこととしているところであるが、研修時間が長すぎるのではないか、働きながら研修を受講できるような柔軟な仕組みとすべきではないか、等の意見があったところであり、これらの点を含め、教育・研修の具体的な内容については、今後、試行事業の結果等を踏まえてさらに検討する必要がある。
- また、ALS等の重度障害者の介護や施設、特別支援学校等における教職員などについては、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性がより重視されることから、これらの特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修体系を設けるなど、教育・研修（基本研修及び実地研修）の体系には複数の類型を設けることとし、その具体的内容についても、試行事業の結果等を踏まえてさらに検討する必要がある。

6 試行事業の検証

- 平成22年10月より、「試行事業」が実施されているところであるが、今後、その結果について検証していくこととしている。
- 今回の「中間まとめ」は現行の医事法制の解釈等を前提としつつ、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の基本的な骨子について整理したものである。
- 今後、教育・研修カリキュラムの内容、医師・看護職員と介護職員等との適切な連携・協働の在り方、安全確保措置の具体的内容等のさらに詳細な制度設計については、「試行事業」の検証結果等を踏まえて、引き続き検討することが必要である。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について（骨子）

1 介護職員等によるたんの吸引等の実施

- たんの吸引等の実施のために必要な知識及び技能を身につけた介護職員等は、一定の条件の下に、たんの吸引等を行うことができることとする。
- 介護職員等が実施できる行為の範囲については、これまで運用により許容されてきた範囲を基本として、以下の行為とする。
 - ・ たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
 - * 口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。
 - ・ 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）
 - * 胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行う。
- たんの吸引のみ、あるいは経管栄養のみといったように、実施可能な行為及び実施のための研修に複数の類型を設ける。
- まずは、たんの吸引及び経管栄養を対象として制度化を行うが、将来的な拡大の可能性も視野に入れた仕組みとする。ただし、その際には、関係者を含めた議論を経て判断することが必要である。

2 たんの吸引等を実施できる介護職員等の範囲

(1) 介護福祉士

- 介護の専門職である介護福祉士が、その業務としてたんの吸引等を行うことができるようにし、養成カリキュラムに基本研修及び実地研修を含むたんの吸引等に関する内容を追加する。
- この場合、既に介護福祉士の資格を取得している者については、一定の追加的研修を修了することにより、たんの吸引等の行為を行うことができることとする。

(2) 介護福祉士以外の介護職員等

- 介護福祉士以外の介護職員等（訪問介護員等の介護職員とし、保育所にあつては保育士、特別支援学校等にあつては教職員を含む。）については、一定の条件下でたんの吸引等の行為を行うことができることとする。具体的には、一定の研修を修了した介護職員等は、修了した研修の内容に応じて、一定の条件の

下に、たんの吸引等を行うことができるものとする。

※ 介護福祉士のみでは現に存在するニーズに対応しきれないこと、介護福祉士養成施設の体制整備や新カリキュラムでの養成に相当の期間を要することに留意。

3 たんの吸引等に関する教育・研修

(1) たんの吸引等に関する教育・研修を行う機関

- 既に介護福祉士の資格を取得している者や介護福祉士以外の介護職員等に対してたんの吸引等に関する教育・研修を行う機関を特定するとともに、教育・研修の内容や指導を行う者等に関する基準を設定し、その遵守について指導監督を行う仕組みを設ける。

(2) 教育・研修の内容

- 基本研修及び実地研修とし、実地研修については可能な限り施設、在宅等の現場で行うものとする。
なお、教育・研修の機会を増やす観点から、介護療養型医療施設や重症心身障害児施設など医療機関としての位置付けを有する施設であっても、実地研修の場としては認めることとする。
- 教育・研修の内容や時間数については、介護職員等の既存の教育・研修歴等を考慮することができるものとする。
- 上記の研修を行う機関は、受講生の知識・技能の評価を行い、技能等が認められた場合のみ、研修修了を認めることとする。
- 不特定多数の者を対象とする教育・研修の内容と、特定の者を対象とする場合（ALS等の重度障害者等の介護や施設、特別支援学校等における教職員など）を区別し、後者は、特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修体系とするなど、教育・研修（基本研修・実地研修）の体系には複数の類型を設ける。
- 教育・研修の具体的内容（時間数、カリキュラム等）については、現在、行われている「試行事業」の結果等を踏まえてさらに検討する。

4 たんの吸引等の実施の条件

- 介護の現場等において、一定のニーズはあるが、看護職員だけでは十分なケ

アができない施設、在宅等として、医師・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働が確保されていることを条件とする。特に、居宅は施設と異なり、医療関係者が周囲に少ないこと等を踏まえ、居宅における医師・訪問看護と訪問介護等との連携・協働については、積極的に促進される仕組みが必要である。

- 介護職員等にたんの吸引等を行わせることができるものとして、一定の基準を満たす施設、事業所等を特定する。

<対象となる施設、事業所等の例>

- ・ 介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
- ・ 障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
- ・ 在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等）
- ・ 特別支援学校

- 医療機関の取扱いについては、所定の看護職員が配置されているなど介護職員等によるたんの吸引等を積極的に認める必要がないことから、対象外とする。

※ なお、この問題については、医療・介護の在り方に関する根本的な論点を含むものであり、別途、検討する必要があると考えられ、今後の検討課題とすることが適当である。

- 介護職員等がたんの吸引等を行う上での安全確保に関する基準を設け、医師・看護職員と介護職員等の連携・協働の確保等、基準の遵守について指導監督の仕組みを設ける。
- 医師・看護職員と介護職員等との具体的な連携内容や安全確保措置の具体的な内容については、現在行われている「試行事業」の結果等を踏まえてさらに検討する。

5 制度の実施時期等

- 介護保険制度等の見直しの時期も踏まえ、平成24年度の実施を目指す。ただし、介護福祉士の位置付けについては、介護福祉士養成課程の体制整備や新カリキュラムでの養成期間等を踏まえた実施時期とする。
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が、新たな制度の下でも実施できるよう、必要な経過措置を設ける。

4. 介護サービス情報の公表制度について

(1) 情報公表制度の見直し等について

- 情報公表制度については、制度施行後よりさまざまな指摘等があることから、平成24年度の介護保険制度全体の見直しに向け、社会保障審議会介護保険部会において議論されたところである。
- 昨年11月30日に「介護保険の見直しに関する意見」が取りまとめられ、情報公表制度については、「利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更すべきである。その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。また、公表される情報については、都道府県の判断により、事業者が任意でサービスの質や雇用等に関するデータを追加できることとし、公表される情報の充実を図っていくべきである。」とされたところである。
- 現在、関係府省と協議の上、次期通常国会への法案提出を目指して作業を進めているが、改正内容が決定されるには、国会での審議を経て、法案が可決される必要がある。そのため、現時点においては、改正内容は決定事項ではないことに留意願いたい。

(2) 平成23年度の制度運営について

- 平成23年度の制度運営については、法改正前であることから、基本的に現行制度による運営となるものであるが、地域の実情に応じて円滑な制度運営が図られるよう、各都道府県におかれては、適切な対応をお願いしたい。

- なお、介護保険部会での意見等を受け、既に平成23年度の運営体制が確保できないなどの影響が生じている場合は、やむを得ない措置として、昨年11月末に事務連絡を発出し、その運用方法をお示ししているため、貴都道府県の実情に応じて適切な制度運営をお願いしたい。

(3) 情報公表制度の活用促進について

- 情報公表制度は、利用者のニーズに合ったより適切な介護サービス・事業所の比較検討、選択を支援等する制度であり、利用者等に活用される制度として定着させることが何より重要である。
- その取組の一環として、昨年度に介護サービス情報公表支援センター（以下支援センターという）において開催した利活用促進に向けた有識者等による研究会の報告を踏まえ、今年度、「見やすさ」「使いやすさ」「分かりやすさ」に配慮した公表画面の開発（例：表示項目の限定、検索機能の充実、用語解説機能の付加）を行うための取り組みを一部の都道府県においてモデル事業として行っている。
- 現在、モデル事業実施県において、モデル画面（サマリー版システム）による公表を実施しており、そのモデル画面等に対する意見等を踏まえ、サマリー版システムを改善し、平成23年度以降、全ての都道府県において公表が実施できるよう対応することとしているのでご了解願いたい。
- なお、モデル事業において実施している公表サービスは5サービスであるが、介護保険部会での意見を踏まえ、利用者にとって活用しやすいものとなるよう順次、対象サービスを拡大していくこととしている。
- また、各都道府県においては、情報公表制度を広く普及させるために、引き続き、被保険者のいる世帯、管内市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援

事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、さまざまな手法で広く情報公表制度の活用についての周知広報を行っていただきたい。

(4) 平成23年度の公表システム運用について

- 平成23年度の現行制度運営のための情報公表システムについては、本年度内に支援センターから各都道府県に対し、配布することとしており、日程等詳細については、後日改めてお知らせする。
- これまで公表された情報については、そのデータを専用回線を通じて、支援センターに送信いただいているところであるが、専用回線の運用が平成23年3月末をもって終了することから、平成22年度の事業者情報について、年度内に支援センターに送信いただくようお願いする。
- 各都道府県の事情により、平成22年度の全ての事業者情報の送信が終了できない場合の対応方法については、後日、改めてお知らせすることとしているので、対応方よろしくをお願いしたい。
- また、平成23年度、国において暫定的に設置する公表システムサーバーについては、現在、調達の手続きを進めているところであり、運用方法等については、別途、詳細が決まり次第お知らせする。
- なお、サマリー版システムでの公表について、平成23年度は、国が暫定的に設置した公表システムサーバーにおいて平成22年度の事業者情報を公表することとしている。

(5) 平成24年度以降の公表システム運用について

- 公表システムについては、これまで公表するためのシステム（ソフト）を情報公

表支援センターが開発し、各都道府県に配布したものを各都道府県が設置した公表システムサーバー（ハード）に取り込み、公表システムの運用を行ってきたところである。

- 制度見直しに伴い平成24年度以降は、システムの開発及び公表システムサーバーの管理運営については、国において一括して実施することとしており、各都道府県に設置されている公表システムサーバーを国において一元化（国が新たにサーバーを設置）することにより、公表システムの管理運営の効率化を図ることとしている。
- 公表事務については、国が設置した公表システムサーバーを使用して各都道府県が実施することになるが、現在、各都道府県に設置されている公表システムサーバーを使用して実施する場合と同様に公表事務ができるものとするとしている。
また、介護保険部会での意見を踏まえ、システムの画面等の改良も併せて実施することとしている。
- なお、サマリー版システムでの公表について、平成24年度以降については、新たに国が設置した公表システムサーバーにおいて、本体の公表システムと併せて公表することとしている。

（6）国庫補助事業について

- 情報公表制度については、平成24年度からの制度見直しに向け、今後法改正を行っていくこととなるが、各都道府県におかれては、新制度施行に向け円滑な実施が行われるよう、平成23年度において制度周知等の各種準備をとり進められたい。
- なお、各都道府県において、新制度施行に向けた事業者等への見直し内容の周知や、新制度移行までの暫定的な措置として、平成23年度に新規で公表対象となる

事業所等の情報の入力等を都道府県において実施するために必要な補助を行うこと
としているので、積極的に活用願いたい。

平成23年度予算額（案）

28,247千円

5. 地域支え合い体制づくり事業（平成22年度補正予算）について

- 平成22年10月8日に閣議決定した「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」において、介護等高齢者の生活の安心の確保への取組として、地域の日常的な支え合い活動の体制づくりを行うこととし、平成22年度補正予算において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金に地域支え合い体制づくり事業分として200億円の積み増しを行ったところである。

各都道府県・市町村におかれては、事業の趣旨を踏まえつつ、基金の積極的な活用をお願いします。

（1）実施できる事業

本事業は、「地域支え合い活動の立ち上げ支援事業」、「地域活動の拠点整備」、「人材育成」により構成され、それぞれについて目的及び事業内容をお示ししているが、特段補助の要件を設けておらず、地域の状況に応じた多種多様な取組を実施することが可能であるので、都道府県・市町村の創意工夫により柔軟に事業を実施いただきたい。

（地域支え合い体制づくり事業を活用した取組例）

● 地域支え合い活動の立ち上げ支援事業

○ 「ボランティア・ポイント」の制度化等の新たな仕組みの導入支援

ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、高齢者等の社会参加、地域貢献を促しつつ、貯めたポイントが活用できる仕組み等、地域における日常的な支え合いに資する新たな取組みの導入を支援（※別添取組事例参照）

○ 地域における要援護高齢者等に関する情報の整備及び活用

地域の要援護高齢者等のニーズの把握調査で得た情報をもとに要援護者に係るマップを作成するとともに、当該情報を共有し必要なサービスを提供するネットワークの整備を支援

○ 徘徊・見守りSOSネットワークの構築

認知症高齢者等の徘徊に対応するため、警察や交通機関を含め、市民が幅広く参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク構築を支援

● 地域活動の拠点整備

○ 家族介護者によるネットワークや家族介護者支援に資する拠点の整備

家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワークの構築や家族介護者支援に資する拠点の整備を支援

○ 医療と介護の効率的な連携に資するネットワークの整備

訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークの整備等、医療と介護の連携に資する取組みを支援

● 人材育成

○ 地域の日常的な支え合い活動を担う人材の育成

地域において高齢者や障害者等への日常的な支え合い活動の担い手となる者（見守り活動チーム、生活・介護支援サポーター(※)等）や支え合い体制に係る取組みをマネジメントし推進することが出来る人材の育成を支援

※ 平成23年度においては、平成22年度補正予算により「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」に積み増した「地域支え合い体制づくり事業」の対象事業として実施することとしている。

稲城市介護支援ボランティア制度の概要（平成22年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）。

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

(1)	制度根拠	介護保険法第115条の44第1項、地域支援事業実施要綱別記1(2)イ(イ)③、稲城市介護保険条例第15条の6、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱																	
(2)	介護支援ボランティア	稲城市の介護保険第1号被保険者 あらかじめ管理機関へ登録が必要																	
(3)	介護支援ボランティア活動	稲城市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 介護保険対象施設</td> <td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td> </tr> <tr> <td>② 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）</td> <td>② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助</td> </tr> <tr> <td>③ ふれあいセンター</td> <td>③ 喫茶などの運営補助</td> </tr> <tr> <td>④ 高齢者会食会</td> <td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、 芸能披露などの行事の手伝い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑥ 話し相手</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例-草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ その他(例-在宅高齢者のゴミ出しなど)</td> </tr> </tbody> </table>	事業	活動	① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援	② 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助	③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助	④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助	⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、 芸能披露などの行事の手伝い		⑥ 話し相手		⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例-草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)	
事業	活動																		
① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援																		
② 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助																		
③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助																		
④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助																		
⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、 芸能披露などの行事の手伝い																		
	⑥ 話し相手																		
	⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例-草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)																		
	⑧ その他(例-在宅高齢者のゴミ出しなど)																		
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。																	
(5)	評価ポイントの付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大5,000ポイントの評価ポイントを付与。																	
(6)	評価ポイント転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。交付額は、年間最大で5,000円。																	
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納の場合、適用しない。																	

4 財源等 市から管理機関へ交付する介護保険地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策に係る地域支援事業交付金を活用する。

5 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

6 施行日 平成19年9月1日

横浜市介護支援ボランティアポイント事業(ヨコハマいきいきポイント)について

高齢者が介護施設等でボランティア活動を行った場合に、「ポイント」が得られ、たまった「ポイント」に応じて換金・寄付が可能。元気な高齢者の活動を介護の分野で活かす仕組み。(政令市初)
(平成21年10月から実施)

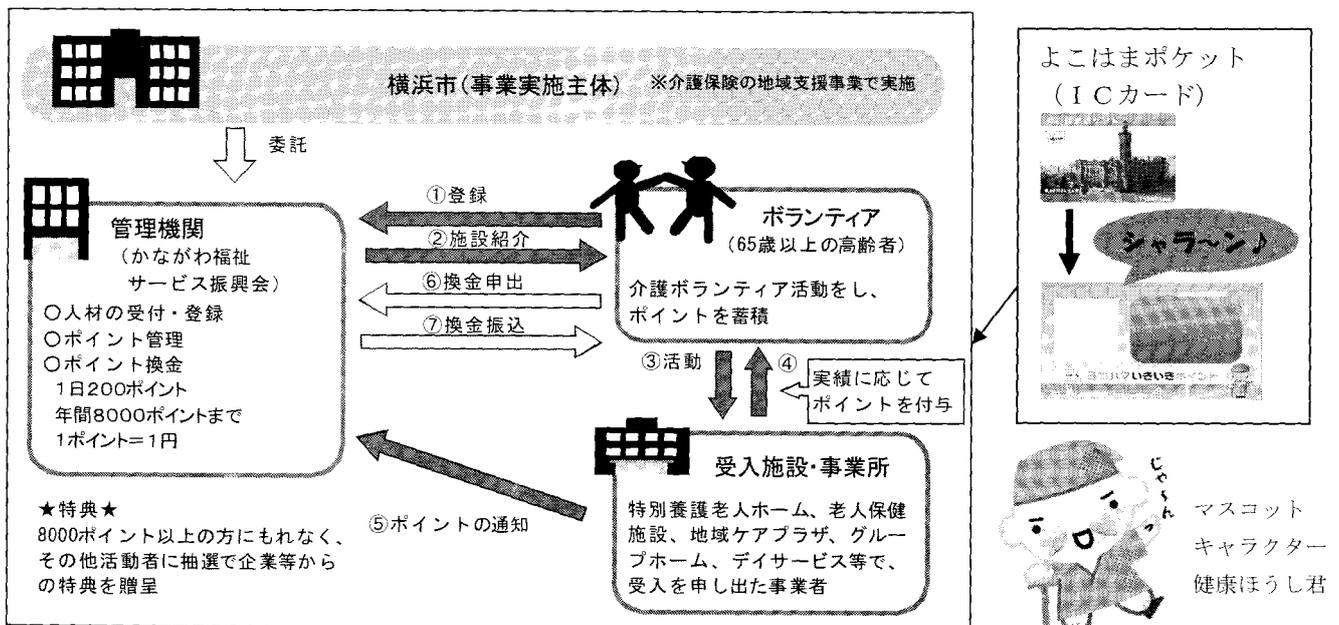
1 目的

元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防につなげることや、社会参加、地域貢献を通じた生きがいを促進する。

受入施設にとっては、ボランティアが訪れることで地域とのつながりが深まるとともに、入所者の生活をより豊かにするという効果が期待できる。

2 実施スキーム ※ 施設等でのボランティアの例

(全国初)



3 実施状況

<受入施設等>

■受入施設

250施設 (平成23年2月1日現在)

内訳: 特別養護老人ホーム 93 / 128

老人保健施設 34 / 80

地域ケアプラザ 105 / 119

その他 18

(GH、デイサービス等)

■配食・会食

受入拠点 (地域ケアプラザ) 91か所

拠点以外の登録団体 13団体

<登録者>

4,066名 (平成23年2月4日現在)

※登録するには2時間の研修を受講する。

◆企業等からの協賛 (15種類)

横浜ベイスターズ	試合観戦招待券	25組50名
横浜F・マリノス	試合観戦招待券	25組50名
横浜FC	試合観戦招待券	25組50名
横浜にぎわい座	招待券	5組10名
横浜市陶芸センター	体験教室招待券	10組20名
よこはま動物園ズーラシア	招待券(4名一組)	25組100名
金沢動物園	招待券(4名一組)	25組100名
スカイスバヨKOHAMA	招待券/300円割引券	25組50名/ 登録者全員
サッポロビール	エビスビール (350ml缶×24本)	10名
第一生命保険株式会社貢献活動グループ	石川遼選手のバスタオル	10名
生活協同組合連合会 ユーコープ事業連合	パンダナセット	50名
横浜美術館	「ブーキーン美術館展」100円割引	登録者全員
ラーメン博物館	無料入場券	登録者全員
大塚製薬工場	OS1(経口補水液) 500ml	1000本

(2) 関係者間の連携について

本事業は、高齢者や障害者等の社会的弱者に対する日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的としていることから、事業の実施にあたっては、各都道府県・市町村の介護保険、高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉関係所管課等が連携し、事業に取り組むこと。

また、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、管内の地域住民、高齢者や障害者その家族等当事者の意見を代表する者、医療関係者、介護・福祉事業関係者、行政担当者等を構成員とする協議会を設置する等により、地域の実情を踏まえた取組みとなるよう努めること。

(3) 質疑応答

本事業について寄せられた質問に対する回答は次のとおりである。

問1 見守りのためのネットワークの構築について、見守りの対象として、高齢者に限らず、障害者や子どもなども含めた事業とすることは出来るか。

(答) 本事業は、高齢者や障害者等の社会的弱者に対する日常的な支え合い活動の体制づくりを図るものであり、障害者や子どもを対象に含めた事業実施に努めていきたい。

問2 地域支援事業（任意事業）との区分はどのように考えているか。

(答) 本事業の目的及び事業内容に合致する取組みであれば、地域支援事業（任意事業）の対象であっても、基金を活用することが出来る。

ただし、当該市町村の地域支援事業において既に実施している事業については、本事業の対象とはならない。